ID:　165

担当部署:　企画部 国際文化推進室 市民センター

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	芦屋市民会館条例　第13条
例規番号	昭和38年条例第29号

【根拠条文】

（管理権の特別行使）

第13条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し、使用許可の取消し、使用の制限又は入場の禁止、退場等を命ずることができる。

(1)　使用許可願の申請人、使用目的及び使用内容が実際と著しく異なるとき。

(2)　許可の条件を履行しないとき。

(3)　秩序を乱し、又は乱暴、喧(けん)騒等の迷惑的行為を改めないとき。

(4)　利用者が義務を履行しないとき。

(5)　関係職員の指示に従わないとき。

(6)　非常災変のとき。

(7)　凶器、火薬、劇薬、石油類その他危険物を携帯するとき。

(8)　その他管理上必要と認めるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日